

飯塚市歯周病検診事業実施要綱(令和2年飯塚市告示第127号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市歯周病検診事業実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 本事業の対象者は、市内に住所を有する者で、実施年度に<u>30</u>歳、<u>40</u>歳、50歳、60歳、70歳に達するものとする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 本事業の対象者は、市内に住所を有する者で、実施年度に<u>40</u>歳、50歳、60歳、70歳に達するものとする。</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。